

情報提供とサービス



郵送で

●ご契約現況のお知らせ

ご契約ごとに毎年4回、ご契約内容(積立金額、ユニットプライス、死亡給付金額等)についてお知らせします。

●運用実績レポート

毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。

●変額個人年金保険(13)有期型(特別勘定)決算のお知らせ

事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。



電話で

アクサ生命
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399

月～金:9:00～19:00
土:9:00～17:00
(日・祝日および12/31～1/3を除く)

●契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会

●契約内容の変更や給付金請求等の各種手続き

●各種お問い合わせ



インターネットで

アクサ生命
ホームページ

http://www.axa.co.jp/

- 会社案内、商品案内
- ユニットプライス推移、特別勘定の運用実績
- 「ご契約者さま専用インターネットサービス」によるご契約内容・積立金の照会

*「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

ご留意いただきたい事項

●このご案内は、商品の概要を説明したものです。

変額個人年金保険(13)有期型のご検討に際しては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

(「ご契約のしおり・約款」記載事項の例)

◆お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ制度)について ◆告知について ◆保障の責任開始期および契約日について

◆主契約について ◆特約について ◆死亡給付金等をお支払いしない場合などについて ◆ご契約の解約について ◆一部解約について(年金支払開始日前)

●アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/)までお問い合わせください。

●この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター[03-6757-0310 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)]までお問い合わせください。

●生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者(保険媒介者)で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

●この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレスhttp://www.seiho.or.jp/)

募集代理店からのご説明事項

●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

●この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。

●この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

募集代理店

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ http://www.axa.co.jp/

Form No.0R3826(5.0) AXA-A1-1412-2488/9F7 2015.04.01

変額個人年金保険(13)有期型

アクサ生命の変額個人年金保険
いつでも夢を3
変額個人年金保険(13)有期型

保険をくりと変える



アクサ生命

redefining / standards

www.axa.co.jp/

2015.04

この商品は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

いくつになっても夢は終わらない。
いくつになっても夢は叶えられる。



⚠️ ご注意いただきたい事項

この商品のリスクについて

この保険では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがって、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「基準保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

諸費用について ※くわしくはP.15をご覧ください。

【ご契約時】

○契約初期費：一時払保険料に対して5.0%

【積立期間中および年金支払期間中】

○保険関係費：特別勘定の積立金額に対して年率2.95%

○運用関係費：投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度(税抜：0.16%程度)

※特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合)

○年金管理費：年金額に対して1.0% ※将来変更される可能性があります。

基準保証金額について

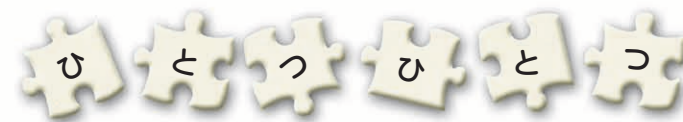
基準保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。基準保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

商品パンフレットにて使用している用語について

この「商品パンフレット」では、変額個人年金保険(13)有期型主約款に定める表記について、一部「ご契約のしおり・約款」等と異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

○「ロールアップ保証金額」は、最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年1.0%(単利) 逓増金額を意味します。

○「特別勘定年金」は、保証金額付特別勘定年金を意味します。



想いを叶えませんか。

アクサ生命の変額個人年金保険

いつでも夢を③

変額個人年金保険(13)有期型



使い方を考える

●イメージ図(年金額が36万円の場合)●

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年6回の分割でお受け取りいただく場合											
約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*
年4回の分割でお受け取りいただく場合											
	趣味に… 約9万円			旅行に… 約9万円		趣味に… 約9万円				ちょっと贅沢な食事に… 約9万円	
年2回の分割でお受け取りいただく場合											
					旅行に… 約18万円						年末・年始の準備に… 約18万円
年2日、年金支払日を任意に指定してお受け取りいただく場合											
				固定資産税等の支払いに… 約18万円				車検等の支払いに… 約18万円			

* 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額(2ヵ月分、千円未満切捨て)。

厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

※上記のイメージ図で使用している支出項目および金額は、あくまでも年金の一般的なご活用例と、その目安額を記載しております。

※年金のお受け取りについてくわしくはP.12をご覧ください。

出所／厚生労働省報道発表資料(2014年1月31日発表)をもとにアクサ生命が作成

3つのポイントで、 “いつでも夢を-3”が、あなたの夢の実現をサポートします。

ポイント すぐに受け取り！

1 積立期間は、最短1年から年単位で設定

- ⚠ 積立期間と年金支払期間の合計期間は25年間です。
- ⚠ ご契約後、積立期間の変更(年金支払開始日の変更)をすることはできません。
- ⚠ 年金支払開始日における被保険者のご年齢は90歳以下である必要があります。

ポイント ふやして受け取り！

2 特別勘定年金でお受け取りいただく年金 受取総額は、積立期間に応じて基本保険 金額の101～110%を最低保証

- ⚠ 「1%ロールアップ保証機能」により基準保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。
- ⚠ 解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。したがって、一時払保険料を下回る場合があります。

ポイント 受け取りながらふやす！

3 特別勘定で運用しながら受け取る年金

- ⚠ 特別勘定の運用状況によっては積立金額がなくなる場合や、増加しない場合があります。
- ⚠ 年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

基準保証金額とは？

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 年金支払開始日における基準保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日 における	年金支払開始日の前日 における	年金支払開始日の前日 における
ロールアップ保証金額	ラチェット保証金額	積立金額

⚠ **基準保証金額を一括でお受け取り
いただくことはできません。**

基準保証金額が最低保証されるのは、特別勘定年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、基準保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

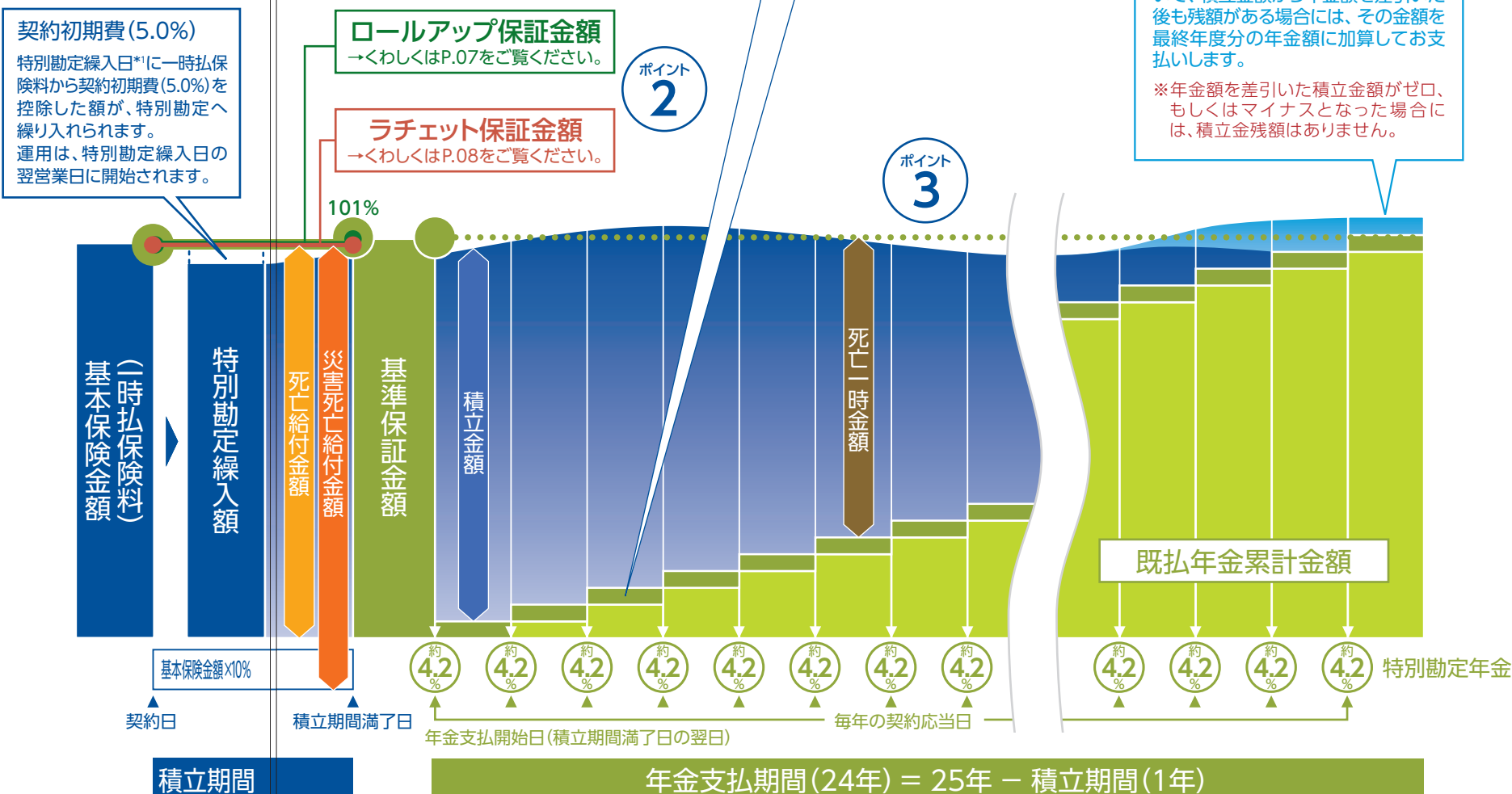
年金支払開始後も、 特別勘定による運用を継続しながら、お受け取りいただく年金

特別勘定年金

- 年金額は、「基準保証金額÷年金支払期間」となります。(円未満切上げ)
- 年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、2回目以後の年金支払日は毎年の契約応当日となります。
- 年金支払開始日後、毎年の年金支払日前日における積立金額が、それまでの基準保証金額を上回った場合には、その時点の積立金額を新たな基準保証金額として適用し、年金額も見直し後の基準保証金額をもとに再計算されます。

※年金受取総額が最低保証されるには、積立期間と年金支払期間の合計期間が25年間である必要があります。
※年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

●イメージ図(積立期間1年の場合)●



ポイント 1

*1 「アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合は翌営業日)」のいずれか遅い日
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。
※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

2つの機能で、積立期間中に基準保証金額を着実にふやしてから 年金をお受け取りいただくことも可能です。

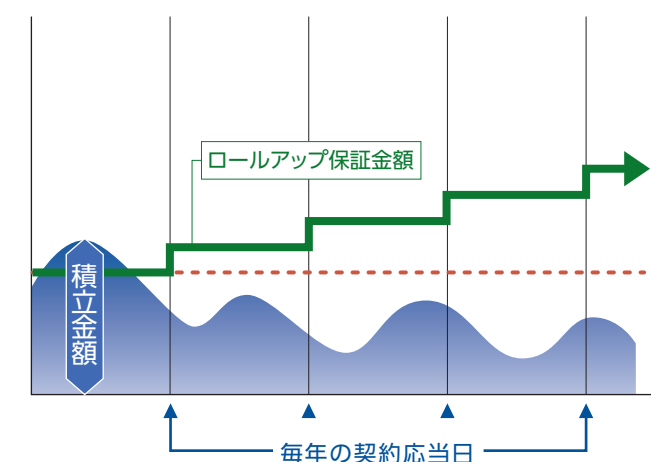
運用が不調なとき

年1%(単利)を保証! 1%ロールアップ保証機能

運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額(一時払保険料)に対して年1%(単利)増加します。

※「1%ロールアップ保証機能」により基準保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間で。

●イメージ図●

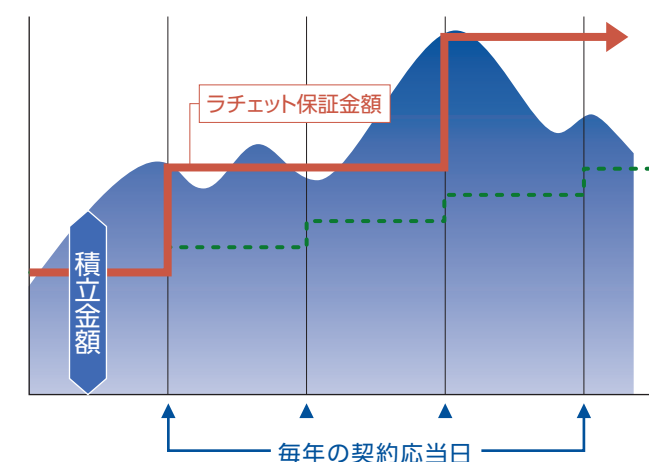


運用が好調なとき

高値でささえる! ラチェット保証機能

年1回、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を適用します。

●イメージ図●



●イメージ図 (積立期間10年の場合)●

ポイント
2

110%

100%

基準保証金額

積立金額

死亡一時金額

死亡給付金額

災害死亡給付金額

積立期間満了日

基本保険金額×10%

毎年の契約応当日

積立期間

被保険者がお亡くなりになった日における、以下のうち最も大きい金額

ロールアップ保証金額

ラチェット保証金額

積立金額

基準保証金額から既払年金累計金額を控除した金額

積立金額

年金支払開始日(積立期間満了日の翌日)

ポイント
3

※運用が好調な場合

積立金額

ケースA

積立金残額

ケースB

既払年金累計金額

特別勘定年金

約73%

約73%

約73%

約73%

約73%

約73%

約73%

約73%

約73%

約73%

約73%

ご参考 積立期間別の一時払保険料に対する毎年の年金額の割合(最低保証)

積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
年金支払期間	24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年
一時払保険料に対する毎年の年金額の割合	約4.2%	約4.4%	約4.6%	約4.9%	約5.2%	約5.5%	約5.9%	約6.3%	約6.8%	約7.3%	約7.8%

積立期間	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
年金支払期間	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年
一時払保険料に対する毎年の年金額の割合	約8.4%	約9.1%	10.0%	11.0%	約12.2%	約13.7%	約15.7%	約18.3%	22.0%	27.5%	約36.6%

※上表の数値は一時払保険料に対する毎年の年金額の割合です。預金利息ではありません。

ケースA

年金支払期間中の運用が好調で、年金支払期間最終年度の年金支払日において、積立金額から年金額を差引いた後も残額がある場合には、その金額を最終年度分の年金額に加算してお支払いします。

※年金額を差引いた積立金額がゼロ、もしくはマイナスとなった場合には、積立金残額はありせん。

ケースB

年金支払期間中に積立金額がなくなった場合でも、残りの基準保証金額分のお受け取りは保証されます。翌年以後も引き続き、所定の年金額をお支払いします。

※年金支払期間中に積立金額がなくなった場合、それ以降特別勘定での運用は行わないため、最終年度における積立金残額はありせん。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。

※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

1%ロールアップ保証機能と ラチェット保証機能

1%ロールアップ保証機能

毎年1%単利で増加

1%ロールアップ保証機能は運用が不調なとき、その効果を発揮します。

- 積立期間中の運用実績にかかわらず、基準保証金額は毎年着実に増加します。
- 積立期間中、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して年1%単利で増加します。（下記【表1】参照）

※ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。

※「1%ロールアップ保証機能」により基準保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。

※ご契約の一部解約をした場合には、ロールアップ保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。（P.13「ご契約の解約等のお取扱い」参照）

●イメージ図（積立期間10年の場合）●

※年金支払開始日において、ロールアップ保証金額（基本保険金額の110%）が基準保証金額となり、年金支払期間中基準保証金額の見直しなかった場合。

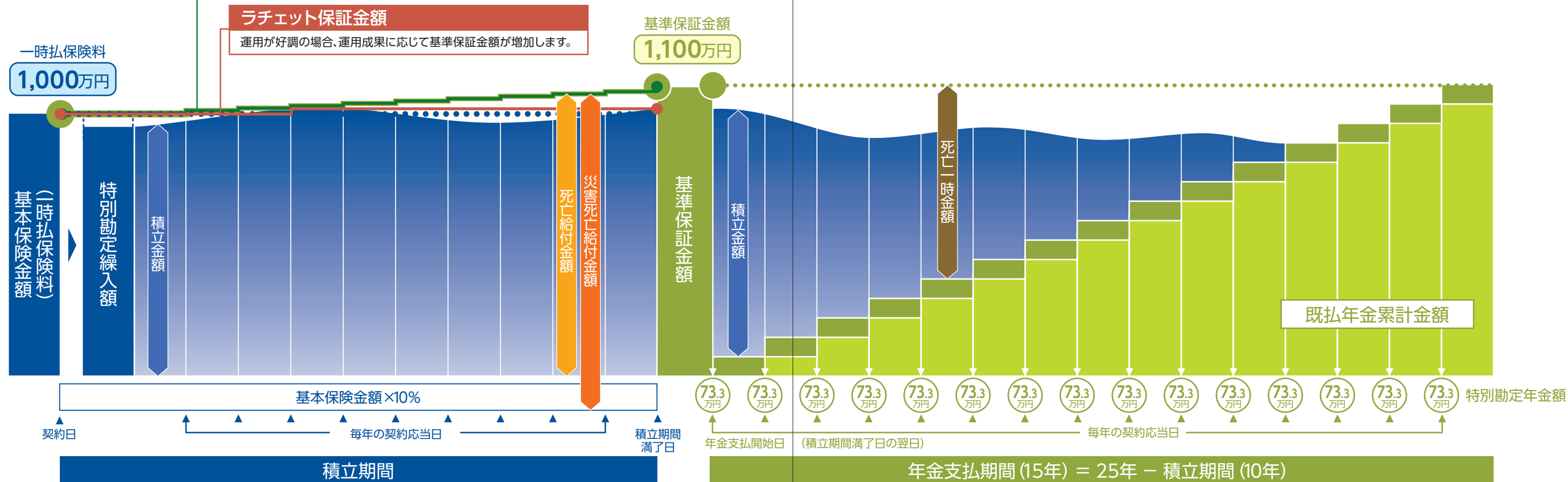
ロールアップ保証金額

運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して、年1%（単利）増加します。

※「1%ロールアップ保証機能」により基準保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。

【表1:積立期間に応じた保証率】

積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
保証率（対基本保険金額）	101%	102%	103%	104%	105%	106%	107%	108%	109%	110%



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。また、図中に記載されて※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

ラチェット保証機能

毎年判定（ラチェット保証金額の上限なし）

ラチェット保証機能は、運用が好調なとき、その効果を発揮します。

- 積立期間中の運用が好調の場合、運用成果に応じて基準保証金額が増加するチャンスがあります（上限はありません）。
- 契約日以降、年1回、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。
- その後、仮に運用が不調であったとしても、一度確定したラチェット保証金額が減少することはありません。

※ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。

※ご契約の一部解約をした場合には、ラチェット保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。（P.13「ご契約の解約等のお取扱い」参照）

いる金額は、あくまでも仮定の数値であり、将来のお受取金額を保証・予測するものではありません。なお、年金額は千円未満を切捨てて表示しています。

年金受取人の万一の場合に備え、 あらかじめ死亡一時金を引継ぐ人を指定しておくことができます。

後継年金受取人の指定

●年金支払期間中に年金受取人がお亡くなりになった際には、契約形態に応じて後継年金受取人が次のようにお受け取りいただけます。

- ①年金受取人と被保険者が同一人の場合
→後継年金受取人が死亡一時金をお受け取りいただけます。(特別勘定年金の継続受取はできません)
- ②年金受取人と被保険者が別人の場合
→後継年金受取人が引続き特別勘定年金をお受け取りいただけます。

●後継年金受取人は、年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族(配偶者、または6親等以内の血族および3親等以内の姻族)の範囲内で、1名のみご指定いただけます。

※後継年金受取人は、年金支払開始日前はご契約者のお申し出により、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により指定することができます。

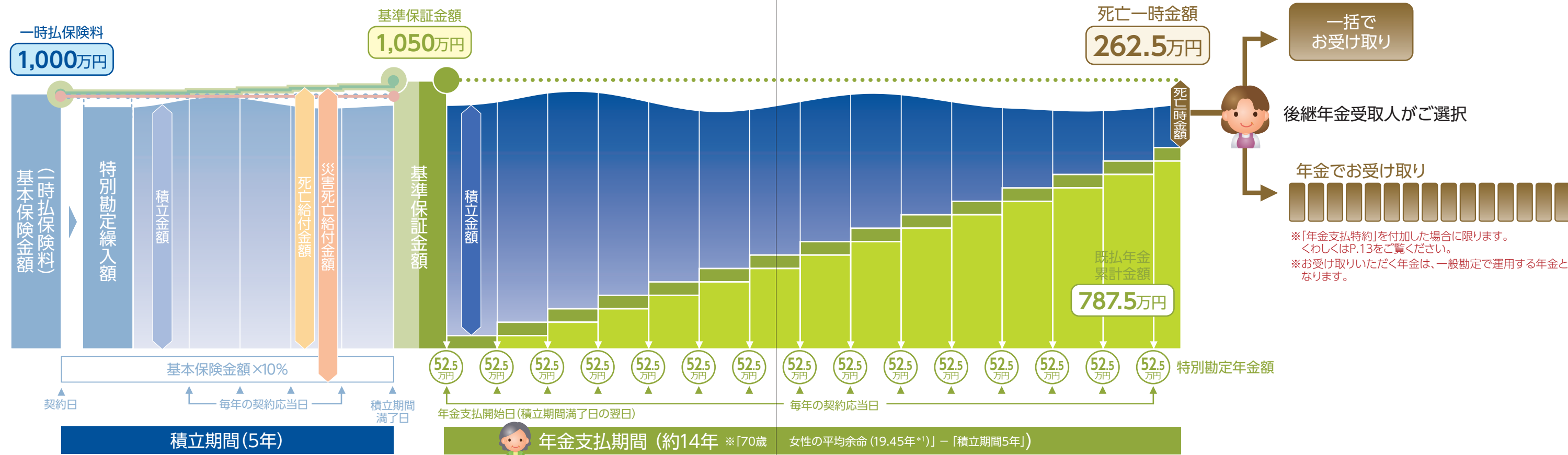
※後継年金受取人を指定する場合は、被保険者の同意が必要です。

※年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、すでに死亡しているときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人になるものとします。

※積立期間中に被保険者がお亡くなりになった際には、死亡給付金受取人が死亡給付金(所定の不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合は災害死亡給付金)をお受け取りいただけます。

●イメージ図(積立期間5年の場合)●

※年金支払開始日において、ロールアップ保証金額(基本保険金額の105%)が基準保証金額となり、年金支払期間中基準保証金額の見直しがなかった場合。



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、基準保証金額、年金額、死亡一時金額等を、保証・予測するものではありません。また、図中に記載されている※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

ご参考 後継年金受取人を活用した場合のご契約例

下記のご契約形態で、70歳の女性が一時払保険料1,000万円、積立期間5年の条件で「いつでも夢を-3」にご契約され、70歳女性の平均余命(19.45年*¹)まで生存し、年金をお受け取りになったと仮定した場合のご契約イメージを記載しています。

*1 出所/厚生労働省「平成24年簡易生命表の概況(2013年公表)」

●ご契約形態●

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取人	後継年金受取人
ご本人(70歳女性)	ご本人	長女(40歳女性)	ご本人	長女

金額は、あくまでも仮定の数値であり、将来のお受取金額を保証・予測するものではありません。

特別勘定

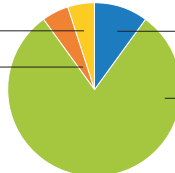
[2014年12月現在]

△特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

△特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

△特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

→くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定名	アロケーション20(13)		
基本資産配分比率	米国株式（米ドル・ベース） 5%		日本株式 10%
	欧州株式（ユーロ・ベース） 5%		日本債券 80%
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(20 / 80)－3		
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の国庫短期証券等の国債および政府保証付債券（短期国債等）、金融派生商品（デリバティブ）等を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●各資産への実質的な資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 →くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。		
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク		マザーファンド	ベンチマーク
	日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ 日本10年国債先物インデックス
	日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
	米国株式 (米ドル・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数(円ベース)
	欧州株式 (ユーロ・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ユーロ・ストックス 50種インデックス(円ベース)
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度(税抜:0.16%程度) →くわしくはP.15をご覧ください。		
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社		

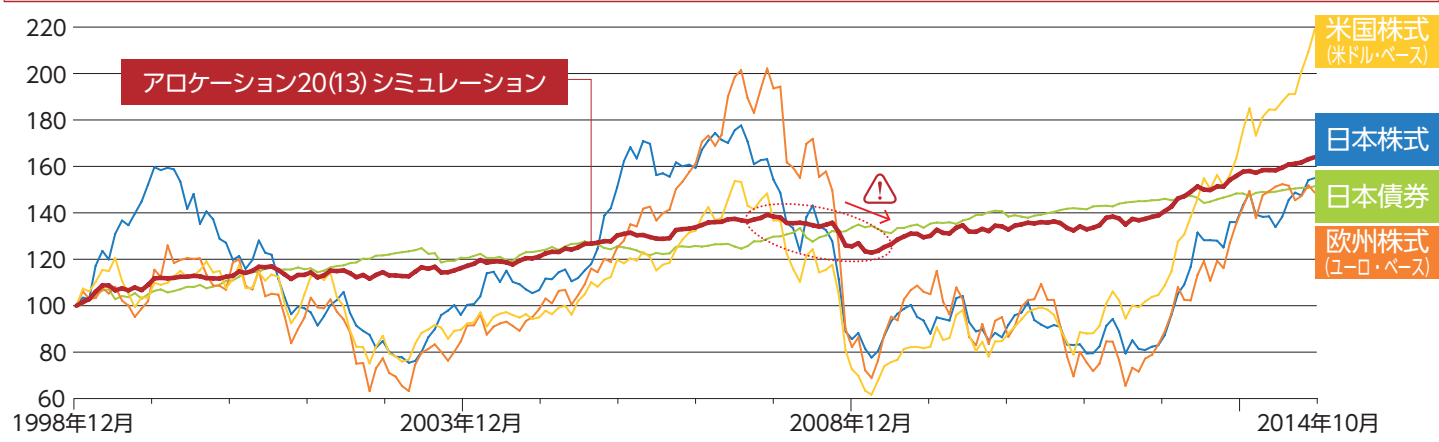
※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※特別勘定の運用対象、運用方針および委託会社等の運用協力会社は、法令等の改正または効率的な資産運用が困難になる等の理由により、変更されることがあります。なお、委託会社等の運用協力会社については、運用成績の悪化等、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

ご参考 参考指数とポートフォリオの推移 (契約初期費・保険関係費・運用関係費控除前、課税前)

△この保険では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じて株式や債券等に投資されます。このため、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。なお、本グラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のポートフォリオと、下記の参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。



※1998年12月末日に100を投資した場合の各資産額の推移を示しています。

1.[算出前提条件] アロケーション20(13) シミュレーションは、基本資産配分で参考指数を保有したポートフォリオ (月次リバランス) で、投資に係る費用および税金等は一切考慮しておりません。

2.[参考指数] ・日本債券: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン日本長期国債先物理論価格指数 (証拠金含む) ・日本株式: 東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 ・米国株式 (米ドル・ベース): S&P500種株価指数トータルリターン (円ベース) ・欧州株式 (ユーロ・ベース): イボットソン・アソシエイツ・ジャパン・ユーロ・ストックス50指数トータルリターン (円ベース)

※データ対象期間: 1998年12月末日～2014年10月末日 ※データ出所: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社 (Copyright ©2014 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

特別勘定年金のお受け取り

年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、2回目以後の年金支払日は毎年の契約応当日となります。また、年金の受取方法は年1回のお受け取り以外に、以下の「分割でのお受け取り」または「年金支払日の任意指定」のいずれかを、年金のお受け取り手続きの際に、ご指定いただくこともできます。

1. 分割でのお受け取り

年金を、分割してお受け取りいただくことができます。

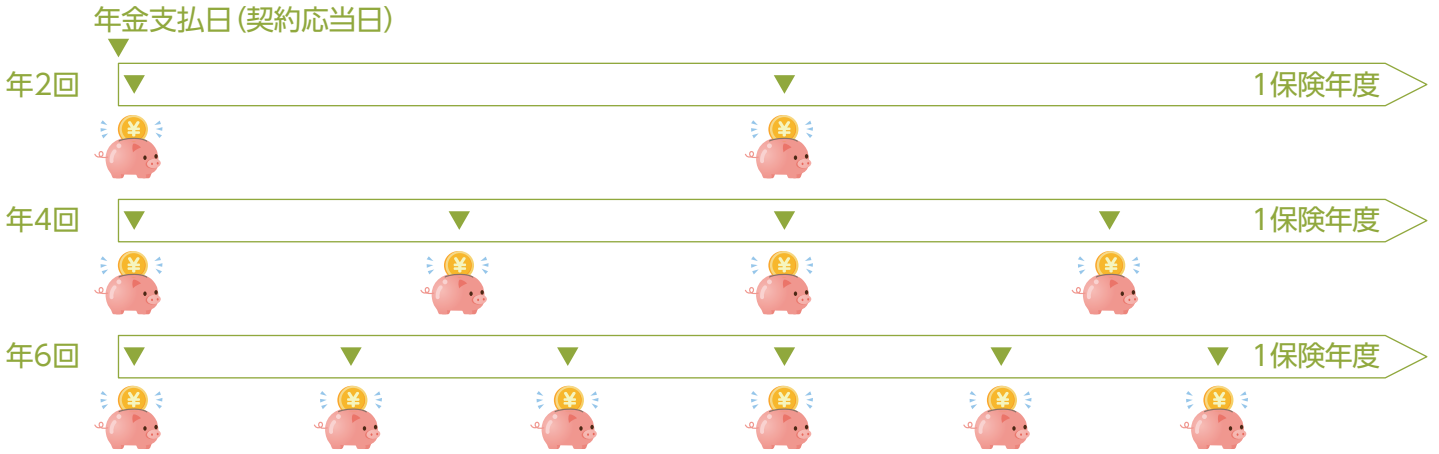
- 分割回数は、年2回、4回、6回のいずれかからご選択いただけます。
- 年6回の場合に限り、奇数月受け取り (年金支払月:1月・3月・5月・7月・9月・11月) か偶数月受け取り (年金支払月:2月・4月・6月・8月・10月・12月) をご選択いただくこともできます。

※分割でのお受け取りをご選択された年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ生命所定の利率で据置かれます。

※分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。

※分割でのお受け取りをご選択された場合は、年金支払日の任意指定はできません。

●分割でのお受け取りのイメージ●



2. 年金支払日の任意指定

年金支払日を、指定する任意の日に変更することができます。

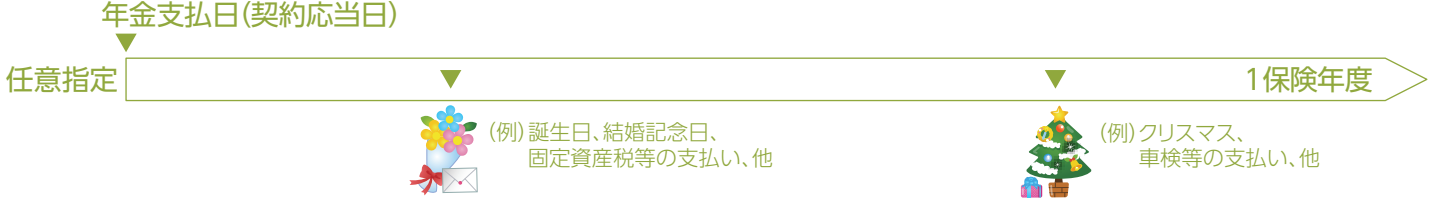
- 任意で指定する場合の年金の支払日は、年2日までご指定いただけます。

※年金支払日の任意指定をされた年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ生命所定の利率で据置かれます。

※分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。

※年金支払日の任意指定をご選択された場合は、分割でのお受け取り (年2回、4回、6回) はできません。

●年金支払日の任意指定のイメージ●



年金の種類の変更 (一般勘定年金への移行)

△年金の種類の変更後の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始時点の基礎率等 (予定利率、予定死亡率等) に基づいて算出されます。

なお、年金の種類の変更をした場合、年金受取総額の最低保証はなくなります。年金の種類の変更についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 年金支払開始日以後、積立金額をもとに、特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変更できます。
- 年金の種類は、「確定年金 (5年～20年、1年単位)」「保証期間付終身年金 (保証期間:5年・10年・15年・20年)」「保証期間付夫婦連生終身年金 (保証期間:5年・10年・15年・20年)」「一時金付終身年金」からご選択いただけます。

※年金額が10万円未満となる場合には、上記のお取扱いはできません。

※年金額の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、年金支払開始時に一時的でお支払いします。

死亡保障

△責任開始の日から2年以内の自殺等、死亡給付金等をお支払いできない場合があります。この場合、被保険者がお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。

		給付金名称	給付金額	給付金受取人
積立期間	年金支払開始日前に死亡された場合	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお支払いします。 ロールアップ保証金額 ラチェット保証金額 積立金額	死亡給付金受取人
	年金支払開始日前に所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算してお支払いします。	
年金支払期間		死亡一時金	基準保証金額が最低保証されます。 被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお支払いします。 基準保証金額から既払年累計金額を控除した金額 積立金額	年金受取人*1

*1 年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお支払いします。
※ 契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約

死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。

※この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。
将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。

ご契約の解約等のお取扱い

△「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「基準保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

積立期間中(ご請求者:ご契約者)

解 約	●完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
一部解約	●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 ※一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取扱いできません。

年金支払期間中(ご請求者:年金受取人)

年金の一括支払	●完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
基準保証金額の減額 (積立金額の一部解約)	●減額後の基準保証金額をご指定いただけます。 ●基準保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する解約払戻金額をお支払いします。 ●基準保証金額の減額をした場合、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日を基準として、減額前の基準保証金額に対する減額後の基準保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 ※減額後の年金額は、減額後の基準保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。 ※減額後の基準保証金額が50万円未満となる場合には、基準保証金額の減額のお取扱いはできません。

税務のお取扱い

△記載の税務のお取扱いは、平成26年12月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。
△平成25年1月1日から平成49年12月31日までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

ご契約時

●お払込みいただいた保険料

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。
--------	---------------------

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込み方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者、もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

積立期間中

●解約時に差益が発生した場合にかかる税金

解約差益	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税

●死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税 ※相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税
本人	配偶者	子	贈与税

年金支払期間中

●年金のお受け取り時にかかる税金

年金額	所得税(雑所得)、住民税
-----	--------------

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金支払開始時に、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。(相続税法第24条)

(ご参考) 特別勘定年金のお受け取り時における雑所得の課税対象額の計算方法(平成14年6月7日付 東京国税局課一総第69号に準拠)

①雑所得の計算

雑所得の課税対象額(運用益の1年分)

=

その年の年金額

−

必要経費

②必要経費の計算

年金支払開始時における年金額

×

一時払保険料

年金支払開始時における年金額

×

年金支払期間

※毎年、お客さまの雑所得の金額を記載した「雑所得の明細書」をアクサ生命から送付いたしますので、実際の確定申告の際には、そちらをご使用ください。

●年金の一括支払時にかかる税金

差益	所得税(一時所得)、住民税
----	---------------

●死亡一時金のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	年金受取人	
本人	本人	本人→相続人	相続税 ※相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」は適用されません。
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税

ご契約時のお取扱い

被保険者のご契約年齢 ^{*1}	15歳～ 80歳
積立期間(年単位) ^{*2}	1年～ 22年 ※最長90歳まで
年金支払開始年齢	ご契約年齢＋積立期間 ※年金支払開始日における被保険者のご年齢は90歳以下である必要があります。
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円／最高5億円／ 1万円単位 ※同一被保険者につき変額個人年金保険(13)で通算し、左記金額を限度とします。
保険料払込方法	一時払
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障(責任)が開始されます。
契約日	責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や積立期間等を計算します。
特別勘定繰入日	「アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日 ※この日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。
クーリング・オフ制度	ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。 この場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。
年金受取人	ご契約者または被保険者
年金の種類	特別勘定年金
年金支払期間	25年－積立期間 ※積立期間と年金支払期間の合計期間は25年間です。
付加できる特約	年金支払特約 この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。 ※ご契約時は確定年金(年金支払期間:5・10・15・20年のいずれか)から選択可能。
	指定代理請求特約 この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。 ※指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

^{*1} 契約日における満年齢。ご契約者の年齢に制限はありません。
^{*2} ご契約後、積立期間の変更(年金支払開始日の変更)をすることはできません。

諸費用

△この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。 一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

ご契約時

項 目	費 用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して 5.0% 特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間中および年金支払期間中

項 目	費 用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率2.95% 積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して 年率0.1728%程度(税抜:0.16%程度) ^{*3} 特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

^{*3} 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中

項 目	費 用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0% ^{*4} 年金支払日に責任準備金から控除します。

^{*4} 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

【ご参考①】 特別勘定年金の年金額が目安額（最低保証額）（課税前）

各積立期間経過後のロールアップ保証金額と、当該ロールアップ保証金額が基準保証金額となった場合の年金額(最低保証額)を算出しています。なお、年金額(最低保証額)は千円未満を切捨てて表示しています。

一時払保険料	積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	年金支払期間	24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年
200万円	ロールアップ保証金額	202.0万円	204.0万円	206.0万円	208.0万円	210.0万円	212.0万円	214.0万円	216.0万円	218.0万円	220.0万円
	年金額(最低保証額)	8.4万円	8.8万円	9.3万円	9.9万円	10.5万円	11.1万円	11.8万円	12.7万円	13.6万円	14.6万円
300万円	ロールアップ保証金額	303.0万円	306.0万円	309.0万円	312.0万円	315.0万円	318.0万円	321.0万円	324.0万円	327.0万円	330.0万円
	年金額(最低保証額)	12.6万円	13.3万円	14.0万円	14.8万円	15.7万円	16.7万円	17.8万円	19.0万円	20.4万円	22.0万円
400万円	ロールアップ保証金額	404.0万円	408.0万円	412.0万円	416.0万円	420.0万円	424.0万円	428.0万円	432.0万円	436.0万円	440.0万円
	年金額(最低保証額)	16.8万円	17.7万円	18.7万円	19.8万円	21.0万円	22.3万円	23.7万円	25.4万円	27.2万円	29.3万円
500万円	ロールアップ保証金額	505.0万円	510.0万円	515.0万円	520.0万円	525.0万円	530.0万円	535.0万円	540.0万円	545.0万円	550.0万円
	年金額(最低保証額)	21.0万円	22.1万円	23.4万円	24.7万円	26.2万円	27.8万円	29.7万円	31.7万円	34.0万円	36.6万円
600万円	ロールアップ保証金額	606.0万円	612.0万円	618.0万円	624.0万円	630.0万円	636.0万円	642.0万円	648.0万円	654.0万円	660.0万円
	年金額(最低保証額)	25.2万円	26.6万円	28.0万円	29.7万円	31.5万円	33.4万円	35.6万円	38.1万円	40.8万円	44.0万円
800万円	ロールアップ保証金額	808.0万円	816.0万円	824.0万円	832.0万円	840.0万円	848.0万円	856.0万円	864.0万円	872.0万円	880.0万円
	年金額(最低保証額)	33.6万円	35.4万円	37.4万円	39.6万円	42.0万円	44.6万円	47.5万円	50.8万円	54.5万円	58.6万円
1,000万円	ロールアップ保証金額	1,010.0万円	1,020.0万円	1,030.0万円	1,040.0万円	1,050.0万円	1,060.0万円	1,070.0万円	1,080.0万円	1,090.0万円	1,100.0万円
	年金額(最低保証額)	42.0万円	44.3万円	46.8万円	49.5万円	52.5万円	55.7万円	59.4万円	63.5万円	68.1万円	73.3万円
1,500万円	ロールアップ保証金額	1,515.0万円	1,530.0万円	1,545.0万円	1,560.0万円	1,575.0万円	1,590.0万円	1,605.0万円	1,620.0万円	1,635.0万円	1,650.0万円
	年金額(最低保証額)	63.1万円	66.5万円	70.2万円	74.2万円	78.7万円	83.6万円	89.1万円	95.2万円	102.1万円	110.0万円
2,000万円	ロールアップ保証金額	2,020.0万円	2,040.0万円	2,060.0万円	2,080.0万円	2,100.0万円	2,120.0万円	2,140.0万円	2,160.0万円	2,180.0万円	2,200.0万円
	年金額(最低保証額)	84.1万円	88.6万円	93.6万円	99.0万円	105.0万円	111.5万円	118.8万円	127.0万円	136.2万円	146.6万円

【ご参考②】 希望する年金額から算出した積立期間別の一時払保険料の目安額（課税前）

各積立期間経過後、ロールアップ保証金額が基準保証金額になったと仮定し、希望する年金額に対して必要となる一時払保険料を算出しています。

希望する年金額	積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	年金支払期間	24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年
約12万円 [月額 約1万円]	一時払保険料	286万円	271万円	257万円	243万円	229万円	216万円	202万円			
約24万円 [月額 約2万円]		571万円	542万円	513万円	485万円	458万円	431万円	404万円	378万円	353万円	328万円
約36万円 [月額 約3万円]		856万円	812万円	769万円	727万円	686万円	646万円	606万円	567万円	529万円	491万円
約48万円 [月額 約4万円]		1,141万円	1,083万円	1,026万円	970万円	915万円	861万円	808万円	756万円	705万円	655万円
約60万円 [月額 約5万円]		1,426万円	1,353万円	1,282万円	1,212万円	1,143万円	1,076万円	1,010万円	945万円	881万円	819万円
約72万円 [月額 約6万円]		1,711万円	1,624万円	1,538万円	1,454万円	1,372万円	1,291万円	1,212万円	1,134万円	1,057万円	982万円
約84万円 [月額 約7万円]		1,997万円	1,895万円	1,795万円	1,697万円	1,600万円	1,506万円	1,414万円	1,323万円	1,234万円	1,146万円
約96万円 [月額 約8万円]		2,282万円	2,165万円	2,051万円	1,939万円	1,829万円	1,721万円	1,615万円	1,512万円	1,410万円	1,310万円

※計算に際し、積立期間中に確定するラチェット保証金額、および積立期間満了時における積立金額については、考慮しておりません。
※「1%ロールアップ保証機能」により基準保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。